

よくある質問（Q&A）

【対象】

Q1 どのような事業者が対象となりますか？

市内において事業を行う個人事業者又は法人のうち、令和8年8月千葉豪雨及び令和8年台風第25号によって市内で5万円相当額以上の損害を受けた事業者が対象となります。

- A1 ○事業者の例：中小企業（中小企業基本法の定義に該当するもの）、個人事業主、病院・診療所・福祉事業所等を運営する事業者、NPO団体等
×対象外事業者の例：農業者災害見舞金、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業施設等災害見舞金を受給する事業者

※住家の被災は市川市事業者災害見舞金とは別の『市川市災害見舞金』の対象となる可能性があります。
詳細は地域共生課へお問合せください。

・市川市公式web「災害見舞金」(地域共生課) <https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/6987.html>

Q2 どのような被害が対象となりますか？

令和8年8月千葉豪雨及び令和8年台風第25号により市内で受けた以下のような被害が対象となります。

- A2 ○被害の例：・店舗・事務所等の床上浸水
・浸水した事業用車両（※損害額が5万円以上）
・浸水した事業用設備（エアコンの室外機・商品等）（※損害額が5万円以上）

Q3 市川市内で事業を営んでいますが、出張中に被災し、市川市外で車が水没しました。この場合、事業者災害見舞金の支給対象となりますか？

- A3 対象となります。
市川市内で事業を営んでいる個人事業主又は法人が、車等の設備について市川市外で損害を被った場合は、市川市で被災家屋等証明書の交付を受けた上で、お申込みください。
※市外事業者は当該事業者災害見舞金の対象とはなりません。

Q4 本店所在地・経営者の居住地は市外ですが、市内にある営業所や店舗が被災した場合、支給対象となりますか？

- A4 対象となります。
本市税制課にて被災家屋等証明書の交付を受け、必要書類を準備のうえ、申し込んでください。（市川市以外の自治体が交付した証明書では受付できません。）

Q5 市内に同じ企業・同じ個人事業主が運営する複数の被災事業所（営業所・店舗等）がある場合、それぞれの事業所ごとに申し込みできますか？

- A5 申し込みできません。
ただし、同じ代表者が異なる2つの法人を運営している場合で、両者がそれぞれ被災した場合は別々に申し込むことが可能です。

Q6 被災後、申込日までに市外に移転した場合でも支給対象となりますか？

- A6 対象となります。
令和8年8月千葉豪雨の被災については令和8年8月13日時点、令和8年台風第25号の被災については令和8年9月21日時点において、市川市内に店舗その他事業用施設や設備を有していることが条件となります。

Q7

自宅兼事業所（店舗）で被災しました。市川市災害見舞金（地域共生課）と当該事業者災害見舞金を併給できますか？

A7

住居部分のみならず、事業所（店舗）部分においても損害が発生した場合は併給できます。

Q8

令和8年8月千葉豪雨で被災し、5万円以上の損害を受けましたが、令和8年台風第25号でも被災し、さらに5万円以上の損害を受けました。
この場合、「令和8年8月千葉豪雨に係る中小企業者災害見舞金」と「令和8年台風第25号に係る中小企業者災害見舞金」を併給することはできますか。

A8

併給できます。
ただし、それぞれ申込が必要となります。（同じ申込書で2種類の申込はできません。）
また、各原因に対して、それぞれ罹災証明書もしくは被災家屋等証明書が必要です。

Q9

本業ではなく、副業として事業を営んでいる場合でも、対象となる損害があれば受給できますか？

A9

受給できます。
対象となる例：サラリーマンとして市外の会社に勤務しているが、副業として市内で民泊を経営。
副業は事業所得として税申告している。民泊で使用する物件が令和8年8月千葉豪雨で床上浸水した。

【提出書類・振込】

Q10

何の書類を提出すればよいですか？

A10

- ①令和8年8月千葉豪雨に係る中小企業者災害見舞金支給申込書 兼 請求書（様式第1号）
もしくは 令和8年台風第25号に係る中小企業者災害見舞金支給申込書 兼 請求書（様式第1号）
- ②罹災証明書 もしくは 被災家屋等証明書 の写し
- ③（会社のみ）**登記事項証明書** の写し
- ④（会社）**災害発生日以前の**事業年度に係る法人税**確定申告書**の写し
※災害発生日：令和8年8月千葉豪雨の場合…令和8年8月13日
令和8年台風第25号の場合…令和8年9月21日
※確定申告を要さない法人の場合、活動計算書、正味財産増減計算書等法人事業収入が確認できる書類
- （個人）令和7年分**所得税申告書**の写し
- ⑤**納税証明書**（個人：令和8年度分/法人：直近決算期分）※省略可、Q12参照
- ⑥振込先金融機関の通帳表紙の裏面 または キャッシュカードの写し
- ⑦（※振込先を申込者と別の口座を指定する場合は委任状）

◎申込書兼請求書は「令和8年8月千葉豪雨」と「令和8年台風第25号」の2種類がありますので、書類を間違えないようご注意ください。

Q11

書類は原本の提出が必要ですか？

A11

写しでも受付可能です。
特に、罹災証明書を原本でご提出いただいた場合は、返却いたしませんのでご注意ください。

Q12 法人税確定申告書・所得税申告書は全ページの提出が必要ですか？

A12 原則、以下のページの提出で受付します。
【法人の場合】・法人事業概況説明書、別表1、別表2
【個人の場合】・第1表、第2表、青色申告決算書または収支報告書

Q13 納税証明書・完納証明書の提出は必要ですか？

A13 **提出を省略することができます。**
ただし、申込書（様式第1号）に記載の「5. 誓約及び同意事項」欄の☐により、申込者が市税を完納していることを誓約し、その納付状況について市川市が公簿等により確認することにより同意する必要があります。
なお、確認ができなかった場合、改めて証明書等の提出をお願いする場合があります。

**Q14 振込先を申込者本人名義以外の口座に指定したいです。
その場合委任状の提出が必要になりますが、指定様式はありますか？**

A14 指定様式はありません。任意の様式に以下の内容を記載のうえ、本人確認書類と併せてご提出ください。

【振込先を申込者名義以外の口座に指定する場合必要なもの】
・委任状
（①委任者（申込者の名前・住所）、②受任者（振込名義人の名前・住所）、③委任の文言 の記載があるもの）
・委任者と受任者それぞれの本人確認書類（※）の写し
（※本人確認書類の例：運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)、在留カード等）

Q15 申込をしたら、どのくらいで振り込まれますか？

A15 申込後、3～4週間程度で振込を予定しております。

Q16 事業者災害見舞金は課税されますか？

A16 法人の場合、雑収入となり、法人税の課税対象となります。
個人事業主の場合、非課税となります。
申告書への記載方法など、詳しくは管轄の税務署へお問合せください。

Q17 申込書を窓口へ持参したいのですが、どこへ提出すればよいですか？

A17 市川市役所第一庁舎3階 経済観光部 商工課(市川市八幡1-1-1)へ提出してください。
但し、多くの方が窓口へいらっしゃった場合、長時間お待たせする可能性がございます。
なるべくLoGoフォームによる申込 あるいは 郵送による申込 をご利用ください。

Q18 郵送申込を検討していますが、申込書はどこで入手できますか？

市川市公式Webに申込書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。
なお、記入には消せるボールペンは使用しないでください。

・市川市公式Web「【事業者の方へ】令和8年8月千葉豪雨及び令和8年台風第25号に係る事業者災害見舞金について」(商工課)

A18

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/76576.html>

・送付先：〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市 経済観光部 商工課

紙媒体による申込書の配布を希望される場合は、下記までご連絡ください。

・市川市 経済観光部 商工振興グループ TEL：047-711-3691
